

消費生活 知識



⑦ 契約で困ったら

私たちは日常生活を送るうえで、商品の購入やサービスの提供などの取引を、契約という形で行っています。最近では、契約の内容が複雑になり、また次々と新しい取引が発生し、消費者が思わぬトラブルに遭うことが多くなりました。

消費者と事業者の間には、情報量や交渉力に格差があります。契約で困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。相談員が実情に応じ、助言やあっせん、適切な機関の紹介などを行います。

相談する場合は、契約時に受け取った書類や、きっかけとなった広告なども用意してください。また、そのときの状況などをメモしておくくと便利です。

《相談メモ》 ○契約日 ○契約した場所 ○業者名 ○商品名
 ○金額 ○契約したきっかけ ○業者が説明した内容

〈消費生活苦情相談〉

日時／毎週月・木 午前9時～午後4時

場所／商工観光課（青年の家1階） ☎62-8019

※緊急の場合は、職員が随時対応します。

問い合わせ先／商工観光課商業振興班（☎62-5874）